(趣 旨)

第1条 市長は、全国に「バドミントンのまち 長岡京」を広くアピールするとともに、本市のバドミントン競技の競技力を向上させるために、バドミントン競技を通じて全国の少年少女相互の交流と友情を深めるとともに、体力の増強と健全で豊かな「スポーツ心」の育成を趣旨として開催する若葉カップ全国小学生バドミントン大会(以下「大会」という。)の開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、若葉カップ全国小学生バドミントン大会実行 委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、当該年度における実行委員会の運営及び大会の開催に係るすべての経費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、前条に規定する経費から次に掲げる収入の合計額を控除した 額で、予算の範囲内の額とする。
- (1) 参加料収入
- (2) 協賛金収入
- (3) 広告料収入
- (4) 補助金収入(長岡京市補助金を除く。)
- (5) 雑収入
- (6) 前年度繰越収支差額

(交付の申請)

- 第5条 実行委員会は、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する日までに、市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 事業に係る収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付

- の適否を審査し、必要と認めたときは、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付決定通知書(様式第2号)により実行委員会に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づく交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) この補助金は、実行委員会の運営及び大会の開催に要する経費以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得なければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (4) 事業完了後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに若葉カップ全国小学生バドミントン大会事業終了報告書を提出すること。
 - (5) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことができること。
 - (6) 補助金が目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させること。
 - (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(補助事業の遂行)

第7条 実行委員会は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

- 第8条 第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた実行委員会が、事業計画 の変更をしようとするときは、若葉カップ全国小学生バドミントン大会事業計画変 更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、 若葉カップ全国小学生バドミントン大会事業計画変更承認書兼変更交付決定通知書 (様式第4号)により通知する。

(事業終了報告)

- 第9条 第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、事業の完 了後、若葉カップ全国小学生バドミントン大会事業終了報告書(様式第5号)に次 の書類を添付して、事業完了後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い 日までに市長に報告しなければならない。
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金確定通知書(様式第6号)により、実行委員会に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第11条 前条の規定による確定通知を受けた実行委員会は、若葉カップ全国小学生 バドミントン大会補助金交付請求書(様式第7号)により請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、実行委員会に対し、補助金を 交付するものとする。

(是正措置)

- 第12条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受理した場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを、実行委員会に対して命ずることができる。
- 2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。 (交付の特例)
- 第13条 市長は、実行委員会に対し、第11条の規定にかかわらず、その事業の施 行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。
- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合は、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金概算交付請求書(様式第8号)に交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長に請求しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず2回以上分割して概算交付を受けようとする場合において、 2回目以降の概算交付を受けようとするときは、若葉カップ全国小学生バドミント ン大会補助金概算交付請求書(様式第8号の2)に、初回の概算交付請求書の写し を添付して請求するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第14条 実行委員会が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の 交付決定を取り消し、又は変更することができる。
 - この要綱に違反した場合
 - (2) 補助金を目的外に使用した場合、不当に使用したと認められる場合、又は使用しなかった場合
 - (3) 補助金の交付に付した条件に違反した場合
 - (4) 補助金の経理状況が不適当と認められる場合

- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に添わないと認められる場合
- 2 前項の規定により取り消し、又は変更する場合は、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により実行委員会に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、前条の規定により取消等を行った場合において、すでに補助金が 交付されているときは、期限を定めて若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助 金返還命令通知書(様式第10号)により実行委員会に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の返還において納期限までに実施されなかったと きは、実行委員会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(補助金の経理)

第16条 実行委員会は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

長岡京市長 様

住 所団 体 名代表者名

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付申請書

年度において、別紙計画により若葉カップ全国小学生バドミントン大会を実施 いたしますので、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第5条の規 定により、下記金額の補助金を交付願いたく別紙関係書類を添え申請します。

記

1 交付申請額

金

- 2 添 付 書 類
 - 1) 事業実施計画書
 - 2) 事業に係る収支予算書
 - 3) その他市長が必要と認める書類

長岡京市指令教第 号 年 月 日

様

長岡京市長

若葉カップ全国小学生バドミントン大会 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度下記事業に対し、若葉カップ全国小 学生バドミントン大会補助金交付要綱第6条に基づき、交付決定したので通知する。

- 1 補助金事業名 若葉カップ全国小学生バドミントン大会
- 2 補助見込額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) この補助金は、若葉カップ全国小学生バドミントン大会実行委員会の運営及び大会の開催に要する経費以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得なければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (4) 事業完了後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに若葉カップ全 国小学生バドミントン大会事業終了報告書を提出すること。
 - (5) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことができること。
 - (6) 補助金が目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させること。
 - (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類を5 年間保管しておくこと。

長岡京市長様

住 所団 体 名代表者名

(I)

若葉カップ全国小学生バドミントン大会 事業計画変更承認申請書

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第8条の規定により事業 計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業名 若葉カップ全国小学生バドミントン大会
- 2 申請及び決定年月日
 申請
 年月日
 日

 決定
 年月日
- 3 変更理由

| | <u> </u> | | | 分 | 変 | | 更 | Ī. | 前 | 変 | 5 | Ę | 後 |
|-----|----------|---|---|---|-----|---|---|----|---|-----|---|---|---|
| Ę | | 業 | 内 | 容 | 事 業 | 項 | 目 | 金 | 額 | 事業項 | 目 | 金 | 額 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | |
| 財源内 | 市 | 補 | 助 | 金 | | | | | | | | | |
| | 自 | 己 | 資 | 金 | | | | | | | | | |
| 訳 | そ | (| の | 他 | | | | | | | | | |
| | その他の参考事項 | | | | | | | | | | | | |

長岡京市指令教第 号 年 月 日

様

長岡京市長

若葉カップ全国小学生バドミントン大会 事業計画変更承認書兼変更交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった事業計画変更については承認し、下 記のとおり変更交付決定したので通知する。

記

1) 変更承認後補助金見込額 金

円

長岡京市長 様

住 所団 体 名代表者名

(EII)

若葉カップ全国小学生バドミントン大会事業終了報告書

年度若葉カップ全国小学生バドミントン大会を完了したので、若葉カップ全国 小学生バドミントン大会補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告しま す。

- 1. 完了年月日
- 2. 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

長岡京市指令教第 号

年 月 日

様

長岡京市長

若葉カップ全国小学生バドミントン大会 補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付長岡京市指令教第 号をもって交付決定した、下記の事業に対し、 若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下 記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

1 補助金確定額 金 円

2 交付決定額 金 円

(EII)

長岡京市長 様

住 所団 体 名代表者名

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付請求書

年度若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金を受けたいので、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

- 1. 請求額 <u>円</u> (交付確定額 <u>円</u>)
- 2. 添付書類
 - ・交付確定通知書の写し

長岡京市長 様

住 所団 体 名代表者名

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金概算交付請求書

年度若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金の概算交付を受けたいので、 若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第13条の規定により、下記 のとおり請求します。

記

1. 請求額

- (3) 概算請求の理由
- (4) 添付書類交付決定通知書の写し

様式第8号の2 (第13条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所団 体 名代表者名

(EJ)

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金概算交付請求書

年度若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金を受けたいので、若葉カップ 全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 2. 請求内訳

(単位:円)

| 交付決定額 | 前回までの受入済額 | 今回請求額 | 今後請求見込額 |
|-------|-----------|-------|---------|
| | | | |

3. 添付書類

・概算交付請求書(初回分)の写し

様

長岡京市長

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付(長岡京市指令教第 号)による若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金の交付の決定の全部(一部)を次のとおり取消したので通知する。

- 1. 補助事業の名称 若葉カップ全国小学生バドミントン大会
- 2. 交付決定の取消額

 交付決定額
 円

 今回取消額
 円

 差引交付決定額
 円

- 3. 取消しをする理由
- 4. 取消しをする事業の内容(取消額・変更額の算定基礎)

長岡京市指令教第 号 年 月 日

様

長岡京市長

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金返還命令通知書

年 月 日付(長岡京市指令教第 号)により交付決定通知をし、既に交付した 年度の若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金について、下記のとおり 返還を命ずるので、若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱第15条 の規定に基づき通知する。

- 1. 返還を命ずる額
 金
 円

 2. 返還期限
 年
 月
 日
- 3. 取消し(変更)をする理由
- ※上記期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。